

## 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

平成26年7月9日  
東京都福祉保健局

## 趣旨

①効率的かつ質の高い医療提供体制の構築 ②地域包括ケアシステムの構築  
を通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保持続可能な社会保障制度を確立するため、  
医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備を行う。

## 1. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保

医療法関係 平成26年10月以降

## ○ 病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)

- ・ 医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)**等を報告
- ・ 都道府県は、それをもとに**地域医療構想(ビジョン)**(地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定

## ○ 地域医療支援センター

- ・ 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能の位置付け

ほか

## 2. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

地域介護施設整備促進法等関係 平成26年6月25日

## ○ 新たな基金の設置

- ・ 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**

## ○ 総合確保方針の策定

- ・ 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

ほか

## 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

介護保険法関係 平成27年4月以降

## ○ 地域支援事業の充実、予防給付の見直し

- ・ 地域支援事業の充実のうち、**在宅医療・介護連携の推進**、生活支援サービスの充実・強化及び認知症施策の推進は**平成30年4月までにすべての区市町村で実施**
- ・ 地域支援事業の充実と合わせて、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化(平成29年4月まで)

※ 地域支援事業：介護保険財源で区市町村が取り組む事業

## ○ 特別養護老人ホームの重点化

## ○ 費用負担の見直し

ほか

## 4. その他

- ・ 診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ・ 医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ・ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ・ 介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

ほか

### 1 病床機能報告制度(平成26年度～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 医療機能の分類は以下のとおり。

|         |   |
|---------|---|
| 高度急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 |
| 急性期機能   | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能          |
| 回復期機能   | ○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能  |
| 慢性期機能   | ○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能                    |

○ 医療機関は、一般病床及び療養病床について、上記の機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告する。

### 2 地域医療構想(ビジョン)(平成27年度～)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用し、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定。

国は、都道府県における地域医療ビジョン策定のためのガイドラインを策定(26年度～)

○ 地域医療構想(ビジョン)の内容は以下のとおり。

#### 1. 2025年の医療需要

入院・外来別・疾患別患者数 等

#### 2. 2025年に目指すべき医療提供体制

二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量

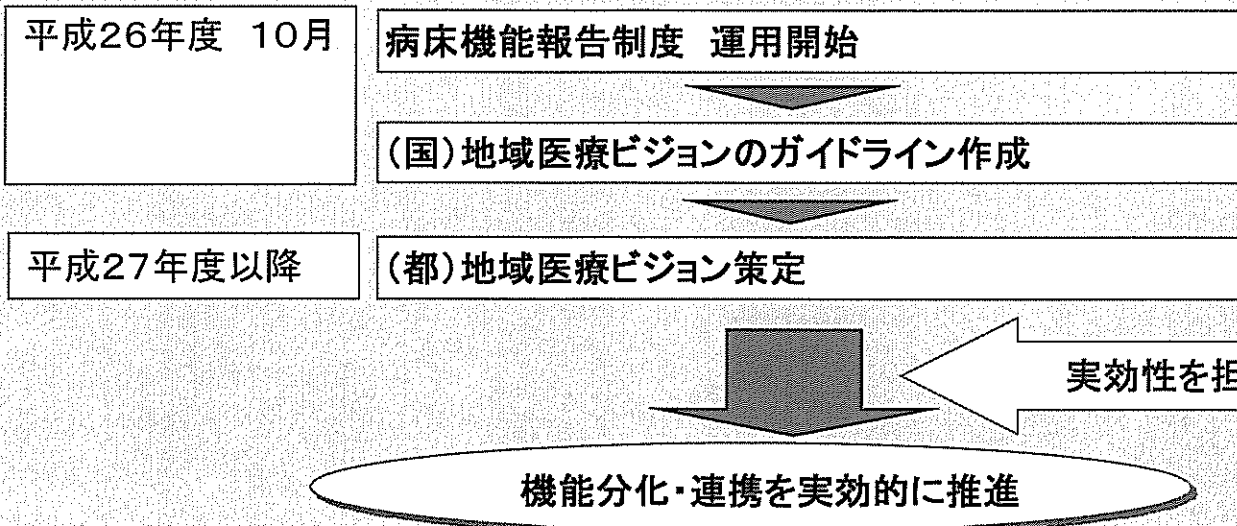
#### 3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備整備、医療従事者の確保・養成等

(参考)医療計画との関係

- 地域医療ビジョンは平成25年度からスタートしている医療計画に追記。
- 平成30年度以降は、介護保険事業支援計画の改定とあわせ、6年ごとに策定

### 3 医療機能の分化・連携に係る取組みの流れ



#### <推進のための仕組み>

1. 診療報酬

2. 新たな財政支援制度(基金)

#### 3. 都道府県の役割の強化

- (1) 医療関係者、医療保険者等の関係者との「協議の場」の設置
- (2) 都道府県知事が講ずることが出来る措置  
(例) ・不足している医療機能を条件とした開設許可

要請等に従わない場合、医療機関名の公表等

# 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について

平成26年7月9日  
東京都福祉保健局

## 平成26年度厚生労働省予算

### 医療提供体制の改革のための新たな財政支援(基金)の創設

- 国は、2025年を見据え、「医療・介護サービスの提供体制改革」を推進するため、医療法等の改正に併せて、新たな財政支援制度を創設。

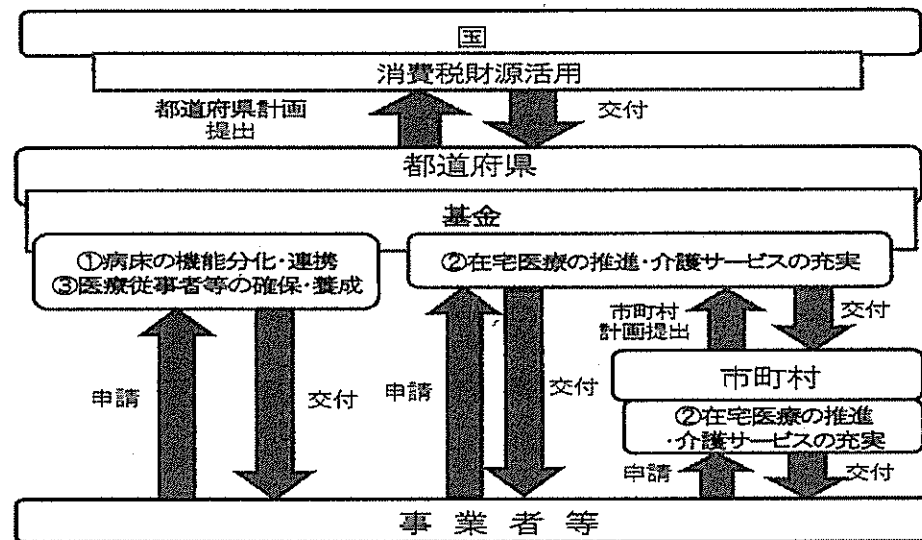
|          | 公費      | 国       | 地方      |
|----------|---------|---------|---------|
| 消費税増収活用分 | 543.7億円 | 362.4億円 | 181.2億円 |
| 上乗せ措置分   | 360.0億円 | 240.0億円 | 120.0億円 |
| 計        | 903.7億円 | 602.4億円 | 301.2億円 |

[負担割合 国2/3、都道府県1/3]

※ 基金に算入される従来の国庫補助金約300億円(公費ベース)を含む

## 新たな財政支援制度(基金)の概要

【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



- 国が法律※に基づく基本方針を作成し、対象とする事業の大枠を決定  
※「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」改正
- 平成26年度から医療を対象に開始し、27年度からは介護も対象  
「病床の機能分化・連携のために必要な事業」は原則27年度以降

## 新たな財政支援制度(基金)の対象事業(案)

### 1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業

- (1) 地域医療ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等

### 2. 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

- (1) 在宅医療を推進するための事業
- (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するために必要な事業 等

### 3. 医療従事者等の確保・養成のための事業

- (1) 医師確保のための事業
- (2) 看護職員等の確保のための事業
- (3) 介護従事者の確保のための事業
- (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

## スケジュール(7月以降は予定)

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 3月20日    | 都道府県新基金担当者会議(国)            |
| 4月24日    | 第1回都道府県個別ヒアリング(国)          |
| 6月18日    | 医療・介護一括法 成立                |
| 7月下旬見込   | 第2回都道府県個別ヒアリング(国)          |
| 7月以降(未定) | 総合確保方針の提示(国)<br>交付要綱の発出(国) |
| 9月       | 都道府県計画策定(東京都)              |
| 10月      | 都道府県へ内示(国)                 |
| 11月      | 交付決定(国)                    |

都医師会  
歯科医師会  
薬剤師会  
看護協会等と調整